右及申（通）[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

別記（一）　協定書

明和三年三月三日附工場主ト職工代表者間ニ作和シタル覚書第十条ノ退職手当ノ支給ヲ其他ニ準シ左ノ通リ協定ス

第一　別表記載ノ原因ニ依ル宣戒解雇ノ場合ノ外職工退職手当ハ其ノ勤続年数ニ応ジ左ノ手当ヲ定テ支給ス

一、勤続年数満一年以上ノ者

二、今上	〃	二年以上	〃
三、今	〃	三年	〃
四、〃	〃	四年	〃
五、〃	〃	五年	〃
六、〃	〃	六年	〃
七、〃	〃	七年	〃
八、〃	〃	八年	〃
九、〃	〃	九年	〃
一〇、〃	〃	十年	〃

退職当時ノ給十日分ス

今上	廿日分	今上
〃	卅日分	今上
〃	四十日分	今上
	五十八日分	今上
	七十日分	今上
	八十二日分	〃
〃	九十四日分	〃
〃	百〇六日分	〃
〃	百十八日分	〃

日給ノ一日分ヲ支給ス

二、今上満十年ヲ超過スル者ニ対シテハ暦ニ依リ満一ケ月ニ付退職当時ノ日給一日半分宛増分支給ス